

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

ー今号の目次ー

- ◆ 令和6年能登半島地震について 1
- ◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関するパブリックコメントの募集(こども家庭庁) 2

◆ 令和6年能登半島地震について

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県を中心に大きな被害が発生しています。

被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、こうした状況においても保育の継続にご尽力されている方々に深く敬意を表します。

現在、被災状況を確認していますが、石川県は交通・連絡が寸断されており、被害の全体像は把握できていません。富山県は複数の保育所・認定こども園で壁の亀裂等が発生しており、新潟県は液状化の被害が保育所・認定こども園にも発生しているとのことです。

また、福井県においては保育に大きな影響のある被害はなかったとのことです。

今後、保育三団体としてどのように取り組んでいくか協議する予定です。詳細が決まり次第、改めてお伝えさせていただきます。

◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関するパブリックコメントの募集(こども家庭庁)

12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、職員配置基準について、最低基準の改正を行うとともに、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することを妨げないこととされました(全保協ニュース No.23-40、No.23-41 既報)。

これらを踏まえ、4・5歳児及び3歳児の最低基準改正の準備が進められており、令和6年4月1日から施行される予定です。

改正の概要について、「保育所等について満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める」としています。

この度、こども家庭庁による上記法令の改正にあたり、具体的な条文や経過措置の案文について、パブリックコメントが開始されています。意見募集期間は、1月26日(金)(必着)とされています。ご意見がある場合は、別添にて詳細をご確認のうえ、規定の方法によりご提出ください。

【ご意見の提出方法】

下記(1)または(2)、(3)の方法にて提出が可能です。詳細は別添の「パブコメ意見募集要領」をご覧ください。

(1)電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームによる提出

下記リンクよりアクセスいただけます。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=141000028&Mode=0>

(2)電子メールによる提出

(3)郵送による提出

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 保育所、小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）に配置する従業者及びその員数については、児童福祉法（昭和22年法律164号）第34条の16第1項及び第2項並びに第45条第1項及び第2項において、内閣府令で定める最低基準に従い、条例で基準を定めることとされている。
- 今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）」とされたところ。
- これに基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部を改正し、保育所等における満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、これも踏まえ、満3歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しを行う。
- 一方、地域によっては教育・保育人材の確保に困難を抱えており、基準に見合うだけの職員を確保できず、新たな職員配置基準に従った教育・保育の提供体制の整備が困難となる可能性があることから、当分の間経過措置を設ける。

2. 改正の概要

- 保育所等について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。

- また、附則において、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。
- その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項及び第 45 条第 2 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 6 年 2 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関する御意見の募集について

令和5年12月28日
こども家庭庁成育局保育政策課

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月26日（金）（必着）

2. 御意見募集対象

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：hoikuseisaku.hourei1[atmark]cfa.go.jp

「こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係」宛て

※ スпамメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付

ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-6003 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5 霞が関ビルディング21階
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。